

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	介護予防ケアプラン作成に係る介護報酬請求の伝送用 I S D N回線の廃止に伴うインターネット回線への切替えについて（外部結合の変更）
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第 17 条第 1 項第 4 号（外部電子計算機との結合）

（担当部課：福祉部地域包括ケア推進課）

事業の概要

事業名	東京都国民健康保険団体連合会への介護報酬請求										
担当課	地域包括ケア推進課										
目的	要支援認定者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者の介護予防ケアプラン作成に係る介護報酬を適正に請求するため										
対象者	要支援認定者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者										
事業内容	<p>1 概要</p> <p>現在、高齢者総合相談センター（※1）では、毎月、要支援認定者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者（※2）の介護予防ケアプラン作成（※3）に係る介護報酬の請求等に関する処理を東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）との間でISDN専用回線を使用した伝送により行っているが、「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第98号）」に基づき、平成30年3月末をもってISDN専用回線が廃止となる。</p> <p>これに伴い、平成30年4月以降、インターネット回線を使用した伝送に対応するため、インターネット回線への切り替え（外部結合の変更）を行う。</p> <p>※1 高齢者総合相談センター 介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（区内全10か所に設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹型高齢者総合相談センター（1か所）…地域包括ケア推進課 ・地域型高齢者総合相談センター（9か所）…四谷、箆笥町、榎町、若松町、大久保、戸塚、落合第一、落合第二、柏木・角筈 <p>※2 介護予防・生活支援サービス事業対象者 基本チェックリスト（厚生労働大臣が定めた基準によるもの）により生活機能の低下が確認された65歳以上の者</p> <p>※3 介護予防ケアプラン作成 介護保険法等により、要支援認定者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者の介護予防ケアプラン作成は、高齢者総合相談センターにおいて実施する。</p> <p>2 運用方法の変更点 ※資料39-1「国保連への介護報酬請求 運用方法の変更点」参照</p> <p>3 回線切替えにあたっての実施内容及び実施時期</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">平成29年11月中旬から</td> <td>インターネット回線の敷設</td> </tr> <tr> <td>平成29年12月下旬から</td> <td>インターネット伝送専用端末の設置</td> </tr> <tr> <td>平成30年1月上旬から</td> <td>インターネット伝送専用端末の接続及び設定作業</td> </tr> <tr> <td>平成30年2月1日から</td> <td>インターネット伝送専用端末からデータ送信</td> </tr> <tr> <td>平成30年2月下旬から</td> <td>インターネット伝送専用端末でデータ受信</td> </tr> </table> <p>地域型高齢者総合相談センターについては、インターネット伝送専用端末の賃貸借及び保守委託、接続及び設定作業に係る業務委託を行い、業者は入札または見積り競争により選定する。</p> <p>なお、端末の保守委託及び業務委託については、個人情報を取り扱う業務は伴わない。</p> <p>4 要支援認定者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者数（平成29年3月末時点）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 要支援認定者 3,831人 (2) 介護予防・生活支援サービス事業対象者 498人 	平成29年11月中旬から	インターネット回線の敷設	平成29年12月下旬から	インターネット伝送専用端末の設置	平成30年1月上旬から	インターネット伝送専用端末の接続及び設定作業	平成30年2月1日から	インターネット伝送専用端末からデータ送信	平成30年2月下旬から	インターネット伝送専用端末でデータ受信
平成29年11月中旬から	インターネット回線の敷設										
平成29年12月下旬から	インターネット伝送専用端末の設置										
平成30年1月上旬から	インターネット伝送専用端末の接続及び設定作業										
平成30年2月1日から	インターネット伝送専用端末からデータ送信										
平成30年2月下旬から	インターネット伝送専用端末でデータ受信										

件名 介護予防ケアプラン作成に係る介護報酬請求の伝送用 I S D N回線の廃止に伴うインターネット回線への切替えについて (外部結合の変更)

保有課 (担当課)	地域包括ケア推進課
登録業務の名称	介護予防ケアマネジメント
結合される情報項目 (だれの、どのような項目か)	【要支援認定者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に係る情報項目】 被保険者番号、生年月日、サービス提供年月、サービス種類、サービス利用単位、居宅介護支援事業所番号、介護予防支援事業所番号、サービス提供事業所番号
結合の相手方	東京都国民健康保険団体連合会
結合する理由	現行の伝送用 I S D N回線が平成 30 年 3 月末で廃止されることに伴い、伝送手段をインターネット回線に切り替え、今後も介護報酬請求事務を円滑に実施していくため。
結合の形態	区システムネットワークと環境分離させた専用端末に対して、 <u>インターネット回線</u> を利用して結合する。
結合の開始時期と期間	平成 3 0 年 2 月 1 日から (次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> サイバー攻撃に対する個人情報等の保護及び情報漏えい防止を図るため、現行システムとインターネット接続環境とのネットワーク分離を行う。 インターネット専用回線を敷設しインターネット伝送専用端末を新設することで、データ伝送及び受信経路を一本化し、セキュリティ対策の一層の強化を図る。 各高齢者総合相談センター職員には端末操作に際して個別に I D及びパスワードを割り当てており、データ作成等に係る操作制限を行っている。 端末間のデータ移動を行う USBメモリについても操作者を限定する等、取扱方法にルールを定める。なお、USBメモリ及びインターネット伝送専用端末内のデータは、移動及び送受信完了後、ただちに消去する。 データ伝送及び受信に際して国保連が開発した専用の伝送通信ソフトを使用することで、S S L暗号化等により強固なセキュリティ対策を実施して、情報漏えいや不正侵入等を防止する。 インターネット回線による伝送請求に際して、なりすましやデータ改ざん等に対するセキュリティ対策として、国保連が運営する専用認証局により発行された電子証明書を取得し、データ伝送及び受信ごとに真に名義人によるものであることの証明を行う。